議案第39号

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成28年2月29日　提出

橋本市長　　平木　哲朗

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例

橋本市火災予防条例（平成18年橋本市条例第226号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

別表第3(第3条、第18条関係)

種類								離隔距離(cm)				
						入力		上方	側方	前方	後方	備考
炉			略		略	略		略	略	略	略	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、

改正前

別表第3(第3条、第18条関係)

種類								離隔距離(cm)				
						入力		上方	側方	前方	後方	備考
炉			略		略	略		略	略	略	略	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	15 注1	15	15	注1：浴槽との離隔距離は0cmとするが、

| | | |

					ナーが21kW以下)					
	屋外用			略	略	略	略	略	略	
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5	
			内がま	略	略	略	略	略	略	
		浴室外設置	略	略	略	略	略	略	略	
密閉式				21kW	(ふろ用	—	2	—	2	

					ナーが21kW以下)					
	屋外用			略	略	略	略	略	略	
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	4.5 注1	—	4.5	
			内がま	略	略	略	略	略	略	
		浴室外設置	略	略	略	略	略	略	略	
密閉式				21kW	(ふろ用	—	2	—	2	

| | | |

	液体燃料	略				略	略	略	略	略		
	上記に分類されないもの					略	略	略	略	略		
温風暖房機	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略	略	注1：風道を使用するものにあっては15cmとする。	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	略	略	略	略		
						26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15		
					略	略	略	略	略	略		
			密閉式		略	略	略	略	略	略		

	液体燃料	略				略	略	略	略	略		
	上記に分類されないもの					略	略	略	略	略		
温風暖房機	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略	略	注2：風道を使用するものにあ	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	略	略	略	略		
						26kWを超え70kW以下	100	15	100 注2	15		
					略	略	略	略	略	略		
			密閉式		略	略	略	略	略	略		

		不燃	略	略	略	略	略	略	略	注2：ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
上記に分類されないもの					—	100	60	60 注2	60	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方

		不燃	略	略	略	略	略	略	略	ては15cmとする。
上記に分類されないもの					—	100	60	60 注3	60	注3：ダクト接続型以外の場合にあ
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	

				んろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付きこんろ・グリドル付こんろ						の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル	14kW以下	80	0	—	0	

				ビネット型グリル付こんろ						ては100cmとする。注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
		不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グ	14kW以下	80	0	—	0	

				付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付きこんろ・グリドル付こんろ								
				略	略	略	略	略	略			
	上記に分類されないもの		略		略	略	略	略	略			
ボイラー	略	略	略		略	略	略	略	略			
ス	気	不燃	開放	略	略	略	略	略	略	略	注：熱	

				リル付こんろ								
				略	略	略	略	略	略			
	上記に分類されないもの		略		略	略	略	略	略			
ボイラー	略	略	略		略	略	略	略	略			
ス	気	不燃	開放	略	略	略	略	略	略	略		

トーブ	体燃料	以外	式								対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
		不燃	開放式	略	略	略	略	略	略	略	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
	液体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

トーブ	体燃料	以外	式								注5：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注5	4.5	
		不燃	開放式	略	略	略	略	略	略	略	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注5	4.5	
	液体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

	上記に分類されないもの					略	略	略	略	略	
乾燥設備	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
簡易湯沸設備	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
給湯湯沸設備	略	略	略	略		略	略	略	略	略	

	上記に分類されないもの					略	略	略	略	略	
乾燥設備	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
簡易湯沸設備	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
給湯湯沸設備	略	略	略	略		略	略	略	略	略	

移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	略	略	略	略	略	略	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。 注2：方	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
					強制対流型	略	略	略	略	略		

移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	略	略	略	略	略	略	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注5	4.5	
					強制対流型	略	略	略	略	略	

不燃	開放式	バーナーが露出	略	略	略	略	略	略	向性を有するものあっては100cmとする。		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5			
			強制対流型	略	略	略	略	略			
液体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略			

不燃	開放式	バーナーが露出	略	略	略	略	略	略			
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注5	4.5			
			強制対流型	略	略	略	略	略			
液体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略			

	固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	略	略	略	略	略	注：機器本体上の方は方離距を示す。方側又は後の隔離を示す。
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	

	固体燃料					—	100	50 注6	50 注6	50 注6	注6：方向性を有するものにあっては100cmとする。
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	略	略	略	略	略	
					卓上型こんろ(2口以上)、卓上型グリル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	

| | | |

| | | |

						—	10 注2	—	10 注2	導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。注2：機器本体上の外周からの距離）を示す。						—	10 注8	—	10 注8	
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2				不燃	4.8kW以下	（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
						—	10 注1 注2	—	10 注1 注2							—	0 注8	—	0 注8	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2		電気レンジ	電気	不燃以外	4.8kW以下	（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	
						—	10 注2	—	10 注2							—	20 注8	—	20 注8	
	不	電気こん	こんろ部分		4.8kW以下（1	80	0	—	0											

										の外周からの距離）を示す。
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電	電	不燃以外	電熱装置を	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排	

熱式調理器				以下）		注8		注8		の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	注10：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃		2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10		
電	電	不燃以外	電熱装置を	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5		

子レンジ	気		有するもの			注	注	注	気口面にあっては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注	
電気ストーブ	略	略	略	略	略	略	略	略	
電気乾燥器	略	略	略	略	略	略	略	略	
電気	電気	不燃以外	略	略	略	略	略	略	注1：前面に
		不燃	衣類乾燥機、	3kW以下	4.5	0	—	0	

子レンジ	気		有するもの			注10	注10	注10	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注10	—	4.5注10	
電気ストーブ	略	略	略	略	略	略	略	略	
電気乾燥器	略	略	略	略	略	略	略	略	
電気	電気	不燃以外	略	略	略	略	略	略	
		不燃	衣類乾燥機、	3kW以下	4.5	0	—	0	注11：

乾燥機			食器乾燥機、食器洗い乾燥機		注1	注2	注2	注2	排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては4.5cmとする。	乾燥機			食器乾燥機、食器洗い乾燥機		注11	注12	注12	注12	前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注12：排気口面にあっては4.5cmと

電気温水器	電気	略	略	略	略	略	略	略	

備考

1～3略

電気温水器	電気	略	略	略	略	略	略	略	

備考

1～3略

する。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。